

浜井産業 コーポレートガバナンス・ガイドライン

第1章 総則

第1条（目的）

本ガイドラインは、当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」という。）の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針を定めるものである。

第2条（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）

当社グループは、株主、顧客、取引先、従業員、債権者、地域社会等すべてのステークホルダーの視点に立った経営施策を実施することにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っていくことを経営の基本方針のひとつとしており、この方針に従い、経営の意思決定及び業務執行の迅速化並びに監視体制の充実を両立させ、コーポレートガバナンスの強化に努める。

第3条（制定・改正・廃止）

本ガイドラインの制定・改正・廃止は、取締役会の決議を経て行う。

第2章 株主との関係

第4条（株主の権利・平等性の確保）

当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう努める。また、すべての株主をその持分に応じて平等に取り扱う。

第5条（株主総会における議決権の尊重）

当社は、株主が株主総会における議決権を適切に行使するための環境の整備に努める。

- （1）株主との建設的な対話の充実及びそのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会の日程の適切な設定を行う。
- （2）株主総会招集通知は早期の発送に努め、また発送日までに当社ホームページに掲載する等の方法により公表を行う。

2. 取締役会は、株主総会において、会社提案議案に対する反対票については、その原因の分析及び対応に関する検討を行い、株主からの意見として尊重する。

第6条（株主との建設的な対話）

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との対話に関する基本方針を別に定め、株主との建設的な対話を行う。

第7条（資本政策の基本的な方針）

当社は、中長期的な企業価値の向上のため、収益構造の安定化と事業機会の損失を防ぐために必要となる株主資本の充実を図る。資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与えることを踏まえ、株主への十分な説明を行う等、透明性の高い方法により機動的な資本の調達を行う。

第8条（政策保有株式に関する方針）

当社は、上場株式の政策保有に関する方針を次のとおり定め、当社が保有する政策保有株式については当該方針に則り取り扱う。

- （1）政策保有株式は、事業シナジーや企業連携が見込め、発行会社との取引関係の維持・拡大を通じた企業価値の向上を目的として保有する。
- （2）主要な政策保有株式の保有目的、中長期的な経済合理性及び将来の見通し等について毎年取締役会において検証を行い、売却を含めて適宜見直しを実施する。
- （3）政策保有株式の議決権行使に当たっては、当社グループの中長期的な企業価値の向上の観点から検討を行い、適切に行行使する。

第9条（買収防衛策）

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために必要であるとの判断のもと、株主共同の利益に対し明白な侵害をもたらす買収者に対抗することを目的に、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入している。

2. 買収防衛策の継続については、当社の企業価値向上、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ継続の是非も含めて検討を行い、株主に十分な説明を行った上で、株主総会の決議に基づくこととする。

第10条（関連当事者間の取引の防止）

当社は、当社と取締役その他関連当事者との間で競業取引及び利益相反取引を行おうとする場合には、あらかじめ取締役会での承認を要することとする。

2. 前項の取引について、定期的に取り締役に報告し、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに金融商品取引所が定める規則に従って、開示するものとする。

第3章 コーポレートガバナンス体制

第11条（コーポレートガバナンス体制の概要）

当社は、監査等委員会設置会社を選択し、取締役会において、経営上の重要な意思決定及び業務執行の監督を行うとともに、監査等委員会により取締役会の、職務執行状況等の監査を実施する。

2. 当社は、業務執行に係る迅速な意思決定及び経営の効率化を図るため、執行役員制度を採用する。
3. 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行が効率的に行なわれること

を確保するための体制の基礎として、執行役員会議を設置し、当社の経営戦略に係る重要事項等について検討を行い、取締役会にて意思決定を行う体制を確保する。

4. 当社は、内部統制の運営方針決定と有効性の確認を行う機関として「内部統制委員会」を設置し、実効性ある内部統制の体制を構築する。
5. 当社は、内部監査部門として内部監査室を設置し、当社グループの業務の適正性及び妥当性について内部監査を実施し、コンプライアンス及び業務遂行の効率性を確保する。

第12条（取締役会の役割と責務）

取締役会は、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現することにより、当社グループが持続的に成長し、中長期的な企業価値の向上を図ることについて責任を負う。

2. 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性及び透明性を確保するとともに、当社グループが直面する重大なリスク管理や当社の重要な業務執行の意思決定等を行う。

第13条（取締役会の構成）

取締役は、8人以下の適切な人数で構成し、うち監査等委員である取締役は4名以内とする。

2. 取締役会における経営上の重要な意思決定及び監督機能を効果的に発揮するために、取締役会全体として多様な知見、経験及び専門性等のバランスを考慮した適切な体制を構築する。
3. 当社は、金融商品取引所が定める独立性基準を満たす独立社外取締役を複数名選任し、独立社外取締役が取締役会において独立かつ客観的な立場から意見を述べることにより、経営の監督体制を確保する。

第14条（監査等委員会の役割と責務）

監査等委員会は、株主に対する受託者責任を認識し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使について独立した立場から判断を行う。

2. 監査等委員会は、業務監査及び会計監査をはじめとする機能を含め、その役割と責務を十分に果たすために、能動的かつ積極的に権限を行使し、取締役会においてまたは経営陣に対して適切に意見を表明する。
3. 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門と十分な連携を確保し、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用の状況等の監視・検証を通じて、適正な監査を実施することができるよう努める。

第15条（取締役（監査等委員である取締役を除く）の指名方針及び手続）

取締役会は、原則として代表取締役社長から候補者の提案を受け、審議を行い、当社の経営を的確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有する者を取締役（監査等委員である取締役を除く）として指名する。

第 16 条（社外取締役の指名方針及び手続）

取締役会は、原則として代表取締役社長から候補者の提案を受け、審議を行い、第 15 条に定める資格に加え、当社の経営から独立した立場で経営の監督機能を果たすとともに、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から助言を行うことができる豊富な経験と高い見識を有する者を社外取締役として、指名する。

第 17 条（監査等委員の指名方針及び手続）

取締役会は、原則として代表取締役社長から候補者の提案を受け、審議を行い、優れた人格及び高い見識を有し、当社の監査実務を的確かつ公正に遂行することができる者を監査等委員として指名する。なお、代表取締役社長は事前に監査等委員会からの同意を得たうえで取締役会に候補者を提案する。

第 18 条（社外取締役の兼任）

社外取締役は、当社以外の上場会社の役員を兼任する場合、当社における役割と責務を適切に果たすために必要となる時間及び労力を確保できる合理的な範囲に限るものとする。他社から新たに役員の就任の依頼を受けた場合は、その旨を報告するものとする。

第 19 条（取締役の報酬等）

当社の取締役の報酬等は、優秀な人材を確保できるよう他社水準を勘案した報酬体系となるよう設計する。

2. 取締役の報酬は、基本報酬及び業績に連動する賞与で構成する。
3. 各取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、株主総会で決議された総額の範囲内で取締役会が決定し、各監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で決議された総額の範囲内で監査等委員会の決議により決定する。

第 20 条（取締役会における審議の活性化）

当社は、取締役会における審議の活性化を目的に下記の取組を行う。

2. 取締役会の議題、審議時間及び開催頻度は、取締役会において必要かつ十分な議論が可能になるよう適切に設定する。
3. 取締役会の議題及び議案に関する資料は、取締役会において充実した議論が可能になるよう取締役会に先立って、社外取締役を含む取締役に配付する。
4. 社外取締役は、必要があるときまたは適切と考えるときには、取締役、執行役員及び従業員に対して説明または報告を求め、または社内資料の提出を求めることができる。

第 21 条（取締役会の実効性評価）

取締役は、毎年、取締役の自己評価等に基づく取締役会全体の実効性評価を行う。

第 22 条（取締役の研鑽と研修）

取締役は、役割と責務を果たすために必要となる知識の習得や更新等、能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならない。

2. 当社は、取締役が能動的に情報を収集できる体制を整備するため、知識の習得にあたって利用する社外セミナーや各種研修会の費用を負担するものとする。

3. 当社は、就任時及び就任以降も取締役がその役割と責務を適切に遂行するために必要な情報提供及び研修を継続的に実施する。

第4章 株主以外のステークホルダーとの関係

第23条（ステークホルダーとの関係）

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出において、株主、顧客、取引先、従業員、債権者、地域社会等の様々なステークホルダーとの適切な協働が不可欠であることを十分に認識し、当社経営理念である「ゆるぎない品質の精密機械で、産業の発展に貢献する。」の実現に向け、これらのステークホルダーとの適切な協力関係の構築に努める。

第24条（内部通報制度）

当社グループは、コンプライアンスと企業倫理を遵守するために内部通報制度を整備し、問題の早期発見及び不祥事の未然防止または問題の早期改善及び解決等の適切な改善措置を講じるとともに、通報者の保護を社内規程に定め、これを徹底する。

第5章 情報開示の充実

第25条（適切な情報開示と透明性の確保）

当社は、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに金融商品取引所が定める規則を遵守し、適時かつ適切に開示を行う。また、諸法令及び金融商品取引所が定める規則に該当しない場合でも、経営に関する重要または有益な情報に関する適切な開示に努める。

以 上

（ 沿 革 ）

制定 2015年 12月 24日

改訂 2016年 6月 29日

別 紙

<株主との対話に関する基本方針>

(株主等との対話者)

管理担当取締役が、当社における株主等との対話全般について統括し、建設的な対話の実現に努める。株主等との対話は、株主等の希望と面談の主な関心事項も踏まえたうえで、合理的な範囲で、管理担当取締役や総務部長等が行う。

(対話を補助する社内体制)

株主等との建設的な対話に資するよう、社内の IR、企画、財務、経理、営業等の各部門が定期的に協議する等、有機的に連携する体制を構築する。

(対話の手段の充実に係る取り組み)

株主等の中長期的な視点による関心事項等も踏まえ、株主総会や年 2 回の決算発表に合わせた記者発表や当社ホームページにおける開示等のほか、必要に応じて投資家向け説明会を実施し、建設的な対話の充実に努める。

(社内へのフィードバック)

IR 部門と担当役員は、対話により把握した株主等の意見、関心事や懸念等を社外役員を含む取締役会にて定期的かつ適時に報告し、情報共有する。

(インサイダー情報の管理)

株主等との対話を行うにあたり、インサイダー情報の管理については、役員及び従業員等による重要事実の管理に関する規則を定め、情報管理の徹底に努める。

以 上